

松山空港国際線デジタルプロモーション業務 企画提案実施要領

1 目的

松山空港国際線について、デジタル技術を活用し、各路線の主な利用者層に向けて効果的・戦略的な広報活動を展開することにより、アウトバウンド需要の拡大を図り、路線の安定運航につなげる。

※なお、本事業は、愛媛県令和7年度当初予算の成立を経て、実施するものであり、中止や変更があり得ることに留意すること。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

松山空港国際線デジタルプロモーション業務

(2) 事業期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(3) 業務内容

別添松山空港国際線デジタルプロモーション業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 予算額

9,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

3 企画提案の参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、当該業務を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の(1)から(8)までの全ての要件を満たす者とする。

- (1) 愛媛県内に事業所を有し、松山空港利用促進協議会(以下「協議会」という。)と緊密な連携体制が構築できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税及び愛媛県税の滞納がない者であること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、国又は愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法(平成11年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限の前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 スケジュール（予定）

令和7年2月25日（火）	公募開始
令和7年3月4日（火）	参加申込書及び質問書提出締切
令和7年3月12日（水）	企画提案書提出締切
令和7年3月21日（金）	審査会
令和7年3月26日（水）	審査結果通知

5 企画提案への参加及び辞退の方法

企画提案への参加を希望する者は、予め参加申込書（様式1）を提出すること。

（1）提出方法

電子メール、持参又は郵送により「12 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

（2）提出期間

持参による場合は、令和7年3月4日（火）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とする。電子メール又は郵送による場合は、令和7年3月4日（火）17時15分までの必着とする。

（3）その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和7年3月12日（水）17時15分までに、参加辞退届（様式3）を提出すること。

6 質問書の提出方法

本企画提案について質問がある場合は、以下の点に留意のうえ、質問書（様式2）を提出すること。

（1）提出方法

電子メールにより「12 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

（2）提出期間

令和7年3月4日（火）17時15分（必着）までとする。

（3）その他

- ① 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- ② 提案書の記載内容や審査基準、積算に関する質問、他の参加申込者からの提案書の提出状況に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については回答しない。
- ③ 質問及び回答の内容は、本企画提案の参加者全員に電子メールで送付する。
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書及び見積書の提出

（1）提出物及び提出部数

- ① 企画提案提出書（様式4） 1部
- ② 企画提案書（様式指定なし） 5部（正本1部、副本4部）
- ③ 見積書（様式指定なし） 5部（正本1部、副本4部）
ただし、企画提案書は10ページ以内とする（表紙は除く）。

(2) 企画提案書等の作成方法

- ① 原則として、A4判（縦向き）、横書き、左綴じで作成し、ページ番号を各ページ下に付すこと。
- ② 提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。
 - ア 宛名
松山空港利用促進協議会 会長 中村時広
 - イ 標題
松山空港国際線デジタルプロモーション業務
 - ウ 提出年月日
 - エ 会社名
- ③ 次の事項を内容に含めること。
 - ア 提案内容のコンセプト
 - イ 実施内容及び方法
 - ・効果的、効率的な事業の実施内容や方法を具体的に記載すること。
 - ウ 目標設定
 - ・業務遂行に際し、定性的・定量的な目標値を適切に定めること。
 - エ 実施スケジュール
 - ・可能な限り具体的なスケジュールを記載すること。
 - オ 事業の実施体制
 - ・法人の組織図及び人員体制、本事業を担当する職員の体制（人数、指揮系統等）とその業務の内容を記載すること。
 - ※本業務における貴社の優位性、過去の実績など、特記事項があれば記述するとともに、実績を証明できる契約書の写しを添付すること。
 - ただし、契約書の写しは企画提案書の枚数に含めない。
 - カ 事業費内訳（見積額）
 - ・見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。
 - キ 会社概要
 - ・本提案参加者の概要（会社名、事業内容、資本金、従業員数、売上高、事業所等）を記載すること。ただし、既存のパンフレット等の添付により、記載の省略を可能とする。パンフレット等は企画提案書の枚数に含めない。

(3) 提出方法

持参又は郵送により「12 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

(4) 提出期限及び提出先

持参による場合は、令和7年3月12日（水）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とする。郵送による場合は、令和7年3月12日（水）17時15分までの必着とする。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、協議会から、書類の不足・不備の補完、不明な内容の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ② 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。
- ④ 企画提案への参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- ⑤ 提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ⑥ 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

8 委託先候補者の選定

- (1) 企画提案書を提出した者の中から委託先候補者を選定するため、審査会を設置し、プレゼンテーション審査を実施する。別表1「審査基準」に定める審査項目に基づき、プレゼンテーション及び企画提案書等の内容を総合的に評価し、委託先候補者を選定する。
- (2) 応募者が4者以上のときは、審査会において企画提案書による事前審査を行い、当該審査を通過した者のみをプレゼンテーションの対象とする。
- (3) 複数者の合計点が同じ場合は、「提案内容」の合計点が高い者を選定し、「提案内容」の合計点が同じ場合は、委員長が選定する。委員の合計点の平均が60点未満の者については契約せず、再度公募を実施する。
- (4) 1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行う。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計30分以内とする。
- (5) 審査会の実施日時、場所等の詳細については、各提案者に文書で通知する。
- (6) 審査内容については公表しない。審査結果についても異議申し立ては認めない。
- (7) 審査の結果は、すべての提案者に書面で通知する。

9 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本実施要領に違反又は要求等を申し入れた場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

10 契約方法

- (1) 委託契約の締結に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、協議会と委託先候補者の双方が、提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、協議会と委託先候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 委託先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を委託先候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

11 著作権等の取扱

- (1) 著作権者
成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、協議会に帰属することとする。
- (2) 第三者への使用許諾
第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、協議会が行う。
- (3) 権利関係の処理
 - ① 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
 - ② 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
 - ③ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協議会と受託者で協議の上、処理する。

12 問い合わせ先・提出先

松山空港利用促進協議会

（事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局
観光国際課 航空政策室 国際航空振興グループ）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

（電話番号）089-912-2313 （FAX番号）089-912-2489

（メールアドレス）koukuseisaku@pref.ehime.lg.jp

別表1 審査基準

○審査基準

審査項目	内 容	配点
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的を理解した提案となっているか。 	1 0
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案は、具体性、妥当性、実現可能性を伴った内容となっているか。 	1 0
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的を達成できる効果的な提案となっており、具体性、妥当性、実現可能性を伴った提案となっているか。 	2 5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書に示された内容以外に、独自の提案がされているか。また、その内容は、現実的かつ業務の効果を高めるために有効なものか。 	2 5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ KPI 設定は妥当か。また、設定の考え方やエビデンスが十分説明できているか。 	1 0
業務推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に実施できる組織体制になっているか。 ・ スケジュールに無理がなく、作業手順は効率的なものであるか。 ・ 業務期間中において PDCA サイクルを回すことによる事業の改善が適切に盛り込まれているか。 	1 0
同種、類似業務実績、専門知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同種、類似の業務の実績、業務を遂行するための必要十分な知識・知見を有し、業務の確実かつ効果的な履行が期待できるか。 	5
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費は適切なものとなっているか。 ・ 経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。 	5